

## 生徒会規約

### 第1章 名称

第1条 本会は呉羽中学校生徒会と称する。

### 第2章 会員

第2条 本会は呉羽中学校生徒で組織する。

### 第3章 目的

第3条 本会は会員の自主的精神にもとづく自治活動によって学校生活の改善を図るとともに、公民としての生活態度を会得することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために次のような活動をする。

1. 学校のいろいろな行事に積極的に協力する活動
2. 会員の生活の改善や福祉をめざす活動
3. 各学級や部等の活動の連絡や調整をする活動
4. 会員の健全な趣味や豊かな教養を養い余暇を活用する態度を育てる活動
5. その他本会の目的を達成するために必要な活動

### 第4章 役員

第5条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、委嘱役員を置く。

(また、委嘱役員については必要に応じて委嘱人数を決め、学年別、男女別は設けない。)

第6条 役員は立候補制とし、全会員の無記名投票による。選挙規定は別に決める。

(但し、委嘱役員は、会長がこれを委嘱する。)

第7条 役員の任期は1年間(10月～翌年9月)とする。

第8条 役員の補充任期は前任者の残任期間とし会長が事故のため欠員となった時は副会長がこれにあたり、他の役員が欠員となった時は会長がこれを委嘱する。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会の統率運営の責任にあたり本会を代表する。
2. 副会長は会長を助け、会長事故ある時はその代理をする。
3. 委嘱役員は次のことについてその作成と保管をする。  
(1)規約関係 (2)会員名簿 (3)会議録 (4)やくいん名簿 (5)行事記録 (6)通信文 (7)その他
4. 委嘱役員は本会の金銭の取扱いや、会計簿の記入、予算の編成及び会計報告をする。

### 第5章 総会

第10条 総会は年1回以上開く。

第11条 総会は次の機能をもっている。

1. 規約の制定及び改廃
2. 昨年度の会計報告
3. 行事計画及びその報告
4. その他本会の目的を達成するために必要な事項の決定及び承認

第12条 総会は全会員の3/4以上の出席によって成立し、決定は出席会員の2/3以上の賛成によって決める。

## 第6章 議会

第13条 議会は各学級から正当に選出された、代議員2名と生徒会執行部によって構成される。

第14条 議会は学校行事への協力の仕方、学級、部、町内別生徒会、呉陵団、委員会等の諸問題、いろいろな生徒活動の調整・連絡、その他本会の目的を達成するために必要と認められた活動の方針を決定する。

第15条 議会は定期的に関き、その決定事項は学校長の承認を得てから全会員に伝達する。

第16条 議会は生徒会議会の2/3以上の出席によって成立し、決定は出席議員の過半数で決定する。  
可否同数の時は議長が決定する。

第17条 議会の議長、副議長は議会によって選任される。議会議事録は執行部の委嘱役員があたる。

## 第7章 委員会

第18条 本会の活動を有効活発にするために必要な委員会を設ける。

第19条 各委員会は通常各学級に1~2名の委員によって構成し、委員長、副委員長は、生徒会長が指名する。

## 第8章 執行部

第20条 執行部は生徒会役員によって構成される。

第21条 生徒会役員及び各委員長によって、拡大執行部を構成する。

第22条 拡大執行部は次の機能をもっている。

1. 本会全般に関する企画をし、議会に提出する。
2. 各委員長、部、町内別生徒会、呉陵団が立案した事業計画その他を検討し議会に提出する。
3. その他本会の目的を達成するために必要な諸活動についての事業計画等を検討し議会に提出する。
4. 急を要する事項は議会に代わる決定ができる。

## 第9章 会計

第23条 本会の会費は生徒会費による。

第24条 会員は会費として定められた額を毎月定められた日までに必ず納めなければならない。

第25条 本会の予算及び決算は生徒総会での承認を得なければならない。

第26条 会計年度は学校年度とする。

## 第10章 校長

第27条 校長は決議事項の最終決定をする。

## 第11章 附則

第28条 本会はその目的を達成するために次の組織をもつ。

1. 部
2. 町内別生徒会
3. 呉陵団

第29条 上記の組織についての細則は別に定める。

第30条 本規約は昭和35年4月1日より施行する。

(昭和59年4月1日改正)

(平成11年11月19日改正)

(平成16年9月17日改正)

(平成30年5月2日改正)

(令和2年8月19日改正)

(令和 3 年 7 月 19 日改正)

## 生徒会の組織図

